

「令和 7 年度太陽光発電設備導入支援業務委託」に係る
企画提案書評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 「令和 7 年度太陽光発電設備導入支援業務委託」に係る企画提案書の特定を行うため、令和 7 年度太陽光発電設備導入支援業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提出された企画提案書を評価し、1 社を特定すること。
- (2) その他企画提案書の評価に関すること。

(評価方法)

第 3 条 第 2 条第 1 号に定める企画提案書の評価は、別紙「評価方法について」によるものとする。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、環境局脱炭素戦略推進室担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が欠席の場合は、副委員長が会務を総理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の定数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、環境局脱炭素戦略推進室に置く。

(期間)

第 8 条 委員会の設置期間は、受託業者選定の日までとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 10 日から施行する。

別 表

役 職	所 属
委 員 長	環境局脱炭素戦略推進室担当部長
副 委 員 長	環境局脱炭素戦略推進室担当課長
委 員	環境局脱炭素戦略推進室担当課長
委 員	環境局脱炭素戦略推進室担当課長
委 員	環境局総務部企画課長